

「中医協の在り方に関する有識者会議」 における議論の状況

平成17年6月20日

中医協の在り方に関する有識者会議

座長 大 森 政 輔

「中医協の在り方に関する有識者会議」開催要綱

1 目的

厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構）、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との間の「中医協の在り方の見直しに係る基本的合意」（平成16年12月17日）に基づき、中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の在り方について検討を行うことを目的として、厚生労働大臣が有識者の参集を求め、開催するものである。

2 検討項目

- (1) 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方
- (2) 公益機能の強化
- (3) 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方
- (4) 委員の任期の在り方
- (5) 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方
- (6) その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

3 有識者会議参集者

大森 政輔 （国家公安委員会委員、弁護士）
奥島 孝康 （早稲田大学大学院法務研究科教授）
奥野 正寛 （東京大学大学院経済学研究科教授）
金平 輝子 （(財)東京都歴史文化財団顧問）
岸本 忠三 （総合科学技術会議議員、大阪大学客員教授）
：座長 （五十音順、敬称略）

4 運営

- (1) 有識者会議は、公開とする。
- (2) 有識者会議には、常時、厚生労働大臣が出席する。
- (3) 有識者会議は、中医協の在り方について、平成17年夏～秋までに結論を得るものとする。
- (4) 有識者会議の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

「中医協の在り方に関する有識者会議」開催経緯

(これまでの開催経緯)

平成17年

2月22日 第1回会議

- ・ 中医協の概要について事務局より説明の後、フリーストーキング

3月22日 第2回会議

- ・ 中医協会長より意見聴取
- ・ 事務局より「中医協の在り方に係る論点（たたき台）」提示

4月12日 第3回会議

- ・ 規制改革・民間開放推進会議議長より意見聴取
- ・ 検討項目に沿った議論を開始

5月10日 第4回会議

- ・ 6つの検討項目のうち、1～3について議論

6月 1日 第5回会議

- ・ 6つの検討項目のうち、4～6について議論

(今後の予定)

7月 5日 第6回会議

- ・ 引き続き、検討項目に沿って議論

第4回会議における議論のまとめ

1 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方について

- 基本的な医療政策の審議については、厚生労働大臣の下における他の諮問機関(具体的な候補としては、社会保障審議会の医療保険部会及び医療部会)に委ね、そこで診療報酬改定に係る基本方針を定める。
- 改定率については、制度的には予算編成過程を通じて内閣が決める問題であるということを明確に確認する。中医協においても、医療経済実態調査等を踏まえて議論を行い、その結果を厚生労働大臣に意見として進言することがあり得る。
- 診療報酬改定については、予算編成過程を通じて内閣において決定された改定率及び厚生労働大臣の下における他の諮問機関において策定された基本方針に基づき、中医協において審議を行う。

2 公益機能の強化について

- 三者構成は基本的に維持する。
- 公益委員の数は現在よりも増やす。
- 診療報酬改定の結果の検証の機能を公益委員に担わせる。

3 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方について

- 三者構成の下での各側委員については、できる限り明確な考え方に基づき、構成されるべきである。
 - ・ 支払側委員については、社会保険庁の在り方の見直しや船員保険の位置付けといった観点を総合的に勘案しつつ、委員構成の見直しを行うべきである。その際、医療保険における都道府県の役割についても、十分検討するべきである。
 - ・ 診療側委員については、国民の目に見える形で病院の意見を反映できる医師の参画を推進し、委員構成の見直しを行うべきである。
- 推薦制は、三者構成と密接に関連する制度ではあるが、推薦制に基づく現状には問題があるため、その改善について、その存廃も含めて十分検討するべきである。

第5回会議における議論のまとめ

4 委員の任期の在り方について

- 委員の任期は最長6年まで、再任の回数でいえば2回までとするべきである。

5 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方について

- 中医協においては、審議過程の一層の透明化や客観的なデータに基づく議論の一層の推進が図られるべきである。
- 診療報酬点数の改正案の諮問を受け、即日に答申を行っていた取扱いを改めるべきである。
厚生労働大臣からの諮問においては、予算編成過程を通じて内閣が決めた改定率を所与の前提として、厚生労働大臣の下における他の諮問機関において策定された基本方針に基づき、改正案の調査・審議を行うことを求める。中医協は、慎重かつ速やかに審議を行い、改正案を作成して答申するものとする。
- 中医協が診療報酬点数の改正案を作成し、答申するに至る過程において、広く国民の意見を募集する手続をとるべきである。
- 議事規則については、議事手続の中心的な事項について、政令で規定することを検討するべきである。
- 公益委員が診療報酬改定の結果の検証の機能を担うべきである。検証の目的及び検証の結果をその後の改定に繋げていくための方策については、今後、十分検討するべきである。

6 その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方等について

- 医療の現場や患者等国民の声をより適切に反映させるため、中医協委員が国民の声を聴く機会を設定していくべきである。

「中医協の在り方に係る論点(たたき台)」 (4月12日有識者会議提出資料)(要約)

(参考)

1 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方について

- ・「保険適用とする診療行為の範囲」を中医協で議論すべきかどうか
- ・「保険適用とされた個々の診療行為の公定価格」の前提となる「基本方針」を中医協で議論すべきかどうか
- ・予算編成過程における「改定率の決定」を中医協で議論すべきかどうか
- ・厚生労働大臣の権限と中医協の機能との関係

2 公益機能の強化について

- ・三者構成を今後とも維持していくかどうか
- ・公益委員の人数を増やすべきかどうか
- ・三者構成における調整機能のほかに、公益委員の機能として位置付ける機能はないか

3 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方について

- ・関係団体による推薦制を今後とも維持していくかどうか
- ・診療側委員における病院団体の代表の参加の在り方
- ・専門委員制度の活用も含めた多様な医療関係者の意見を反映させるための手法の在り方
- ・その他、委員構成で見直すべき事項はないかどうか

4 委員の任期の在り方について

- ・ 適切な委員の任期の期間の在り方

5 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方について

- ・ 審議過程の一層の透明化や客観的なデータに基づく議論の推進のための取組
- ・ 医療におけるIT化の推進
- ・ 中医協における審議の中で国民の声をより一層反映させるための方策
- ・ 診療報酬改定の結果の検証の在り方

6 その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方について

- ・ 中医協委員が国民の意見を聴く機会の設定の在り方